

徴収 換価 猶予（期間延長）申請書

滝川市長 様

地方税法(第15条の2第1項 第15条の6の2第1項)の規定により、以下のとおり(徴収の猶予 換価の猶予)

申請者：法人が申請する場合は、代表者の住所、役職、氏名を法人の所在地や名称の下に併せて記載してください。
(法人の場合の電話番号については、担当部署の連絡先を記載してください。)
申請年月日：申請書を提出する日を記入ください。

1 申請者名等（以下の項目について、ご記入をお願いします。）

申請者	住所 所在地	北海道滝川市XXX		申請年月日	令和 3年 4月 30日	
	電話番号 XXX (XXXX)XXXX	携帯電話 ()				
氏名 名称	〇〇 太郎			※職員記入欄	通信日付印	
				申請書番号		
納付又は 納入すべき 税	年度	税目	納期限	税額	本税以外 (延滞金等)	納付書番号等
	3	XX税	3・4・30	500,000		XXXXXXXX
			・			
			・			
			・			
			・			
合計			① 500,000	②		
徴収・換価・(延長)の猶予を受けようとする理由				新型コロナウイルスに罹患し稼働できず、収入減少のため。		

納付又は納入すべき税：証紙徴収の方法で納めるものを除き全ての税目が対象です。猶予の申請するときに、猶予を受けようとするものを記載ください。また、年度及び税目やいずれかの欄に、併せて期別を記載していただいても構いません。
納期限：それぞれの納期限を記入ください。
納付書番号等：識別できる番号を記載してください。

2 猶予額の計（申請者が聞き取りをしながら記載します。）

(注)会計ソフト等で作成した試算表などで代用いたっても構いません。

(1) 収入の減少の状況等

申請日の直近3か月で、前年同月と比較できるよう月の収支状況を記載してください。

	項目	令和3年（当年）			前年同月			収入減少率
		2月	3月	4月	2月	3月	4月	
収入		円	円	円	円	円	円	$\frac{③+④+⑤}{⑥+⑦+⑧}-1$
	売上	150,000	150,000	150,000	300,000	350,000	250,000	
	小計	③ 150,000	④ 150,000	⑤ 150,000	⑥ 300,000	⑦ 350,000	⑧ 250,000	
支出	仕入	10,000	10,000	10,000	20,000	25,000	20,000	支出平均額
	販売費/ 一般管理費	10,000	10,000	10,000	20,000	20,000	20,000	
	借入金返済	20,000	20,000	20,000	50,000	50,000	50,000	
	生活費	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	
	小計	⑨ 140,000	⑩ 140,000	⑪ 140,000	⑫ 190,000	⑬ 195,000	⑭ 190,000	$\frac{⑨+⑩+⑪}{\div \text{記入月数}}$ 120 140,000 円

(注) 売上などを「収入」に、仕入、販売管理費/一般管理費、借入金返済などを「支出」に記入ください。

償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。また、申請者が法人の場合

※職員記入欄

事業収入の減少等の事実があることを証する書類(売上帳

税理士による代理申請の場合に記載してください。

収入減少率：申請する直近3か月において、収入が前年同期に比べて概ね50%以上減少していることを示すためのものです。

税理士
署名押印

印

税理士法第30条の書面提出有

(2) 当面の運転資金等の状況等

(例)

当面の運転資金等 (⑫×6(6か月分))	840,000 円	+	今後6か月間に予定されて いる臨時支出等の額	200,000 円
-------------------------	-----------	---	---------------------------	-----------

当面の支出見込額(⑬):「(1)収入の減少の状況等」において、計算した支出平均額(⑫)を6か月分としたものと、今後6か月間に予定されている臨時支出等の額を合計したものを記載してください。

当面の支出 見込額(⑬)	1,040,000 円
-----------------	-------------

(3) 現金・預貯金残高

※職員記入欄 ☐ 一時納付・納入が困難であることを証する書類(預金通帳、現金出納帳等) ☐ 聴取

	金額		金額		
現金	50,000 円	預貯金	200,000 円	現金・預貯金の 合計(⑭)	250,000 円

(4) 納付可能金額

⑭(現金・預貯金残高) - ⑬(当面の支出見込額) = 納付可能金額(⑮) 0 円

※収入の減少率が高い場合は0)

猶予額:「(2) 当面の運転資金等の状況等」、「(3) 現金・預貯金残高」、「(4) 納付可能金額」について記載し、計算した納付可能金額(⑮)を、納付・納入すべき税(①+②)から差し引いたものを記載してください。

(5) 猶予を受けようとする金額

(①+②)納付・納入すべき税		(⑮)納付可能金額		猶予額
500,000 円	-	0 円	=	500,000 円

3 その他の猶予申請(他の猶予の申請を併せて希望する場合)

☒ この申請が許可されなかった場合(※)は、他の猶予制度(換価猶予)の適用を希望します。

※ 収入の減少率が低いときはこの申請は許可されませんが、他の猶予制度(換価猶予)により猶予を希望する場合は、併せてご案内します。

チェックボックスはあくまで他の猶予制度の希望欄であり、当然にこれだけで他の猶予制度が適用されるわけではありませんので、ご注意ください。

猶予の申請をされる方の収入が、申請する日の直近3か月の平均が前年同期間に比べて50%以上減少した場合、著しく減少している状況であると、収入の減少があるものとして猶予の対象となります。

フリーランスの方などの報酬、派遣労働者の方などの給与についても、同じように減少していれば、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

《「納付可能金額」とは…》

当面(向こう6か月分)の事業資金・生活費を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「納付可能金額」として納期限までに納付していただく必要があります。

・ 申請頂いた内容の審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるため、ご協力をお願いします。

- 条件により、担保が必要となる場合は担保提供書(別様式)の提出が必要となります。
- 本件の猶予申請の許可又は不許可の結果については、通知書でお知らせします。